

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

東京都多摩市（以下「甲」という。）と社団法人東京都八南歯科医師会及び社団法人東京都八南歯科医師会多摩支部（以下「乙」という。）との間において、次の各条項により災害時における歯科医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、多摩市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、多摩市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき、歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 歯科医師 | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士及び歯科技工士 | |
| (3) その他の補助事務 | |

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検索に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する多摩市災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年7月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 多摩市長 鈴木 邦彦



乙 東京都八王子市長沼町960番地
社団法人 東京都八南歯科医師会
代表者 会長 浮地 文夫



東京都八王子市長沼町960番地
社団法人 東京都八南歯科医師会多摩支部
代表者 支部長 鈴木 健一郎

